

# 令和7年度 幼稚園・認定こども園(教育部分)利用のご案内

## 1 ご利用できるお子さんの年齢

お子さんの年齢により利用できる園が異なります。

年齢区分	生年月日	利用できる園	
5歳児	平成31年(2019年)4月2日～令和2年(2020年)4月1日	公立園	私立園
4歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日	公立園	私立園
3歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日	—	私立園
満3歳児	令和4年(2022年)4月2日～(3歳の誕生日の前日から利用可)	—	私立園

## 2 入園申込みの手続き

幼稚園又は認定こども園(教育部分)の入園の申込みは、各園で受け付けます。

### (1) 令和7年4月の入園(一斉募集)

	願書配布(予定)	願書受付	抽選日
私立園	令和6年9月から	※詳細は各園へお問い合わせください。	
公立園	令和6年10月1日から	令和6年10月31日、11月1日	令和6年11月8日

### (2) 年度途中の入園

- ア 入園日 年度の途中、月の途中でも、定員に空きがあれば、随時入園が可能です。
- イ 申込方法 入園を希望する園に確認のうえ、直接お申し込みください。

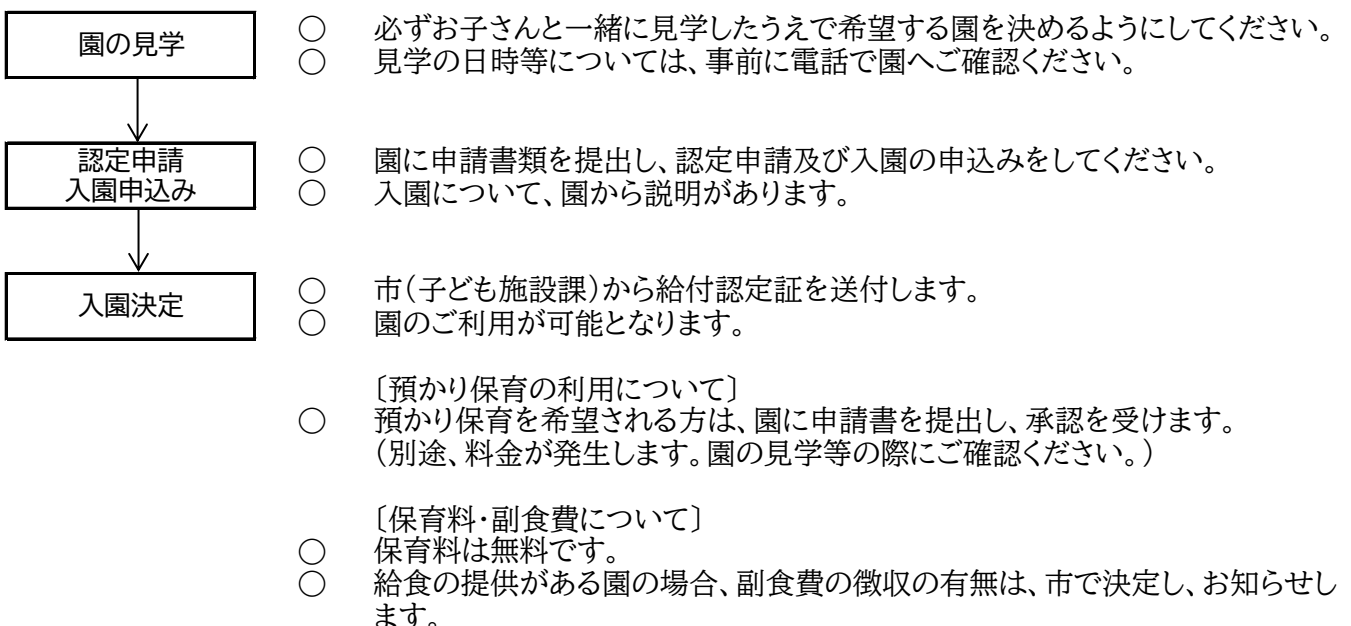
## 3 給付認定

幼稚園又は認定こども園(教育部分)の利用を希望する場合は、利用のための認定が必要です。入園の申込み時に認定申請をしてください。

申請に基づき、市が認定を行い、「給付認定証」を交付します。

区分	対象児童	利用園
1号認定(教育認定)	満3歳以上の児童	幼稚園 認定こども園(教育部分)

## 4 申込みから入園までの流れ



## 5 施設一覧表(幼稚園・認定こども園(教育部分))

※ 令和6年10月1日現在の内容で記載しています。内容が変更になる場合があります。

※ 園によって登園日数や時間が異なります。詳しくは各園へお問い合わせください。

### ◆北部地区◆

区分	施設名	所在地	電話番号 (0294)	定員	給食	通園 バス	預かり 保育	ことば 知的・情緒	子育て 支援 センター	備考
私・認 (幼保)	いしまち認定こども園	十王町伊師3447-1	39-5250	30	○		○		○	
公・幼	日立市立櫛形幼稚園	十王町伊師本郷506	39-3221	110			○	ことば		
私・認 (幼保)	認定こども園 十王幼稚園・保育園	十王町友部566-1	39-2613	190	○	○	○		○	
私・認 (幼保)	幼保連携型認定こども園 おぎつ幼稚園	砂沢町364-9	42-2029	90	○	○	○			
私・幼	日高幼稚園	日高町2-10-10	42-4536	180	○	○	○			
私・認 (幼保)	こどものいえ認定こども園	日高町1-14-11	43-6494	10	○	○	○		○	

### ●本庁地区●

区分	施設名	所在地	電話番号 (0294)	定員	給食	通園 バス	預かり 保育	ことば 知的・情緒	子育て 支援 センター	備考
公・認 (幼保)	日立市立みやた認定 こども園	本宮町2-10-22	22-3953	60	副食 のみ		○	ことば 知的・情緒	○	
私・認 (幼保)	茨城キリスト教大学附属 認定こども園せいじ園	助川町1-16-1	24-5111	90	○	○	○		○	
私・幼	ひばり幼稚園	城南町2-7-22	22-7302	45	○	○	○			
私・幼	池の川幼稚園	中成沢町2-8-29	35-6872	75	○	○	○			
私・認 (幼保)	認定こども園 ひがしなるさわ幼稚園	東成沢町3-16-8	35-7539	63	○	○	○		○	

子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」で検索すると、  
各園の情報を閲覧することができます。



★多賀地区★

区分	施設名	所在地	電話番号 (0294)	定員	給食	通園 バス	預かり 保育	ことば 知的・情緒	子育て 支援 センター	備考
私・認 (幼稚)	すけ川幼稚園	諏訪町1-14-6	33-1736	55	○	○	○			
私・認 (幼稚)	諏訪かおる幼稚園(仮称)	多賀町5-8-4	33-3197	120	○	○	○			令和7年4月認定こども園へ移行予定
私・認 (幼保)	おおくぼ認定こども園 大久保幼稚園	大久保町4-10-7	33-2274	75	○	○	○		○	
公・認 (幼保)	日立市立はなやま認定こども園	金沢町2-10-23	36-2673	30	副食のみ		○		○	
私・認 (幼保)	多賀さくら認定こども園	東金沢町4-2-1	59-3355	35	○		○		○	
公・幼	日立市立大沼幼稚園	東金沢町5-6-6	37-3755	60			○	ことば 知的・情緒		
私・幼	すぎの子幼稚園	東大沼町2-13-22	36-1486	25	○	○	○			

■南部地区■

区分	施設名	所在地	電話番号 (0294)	定員	給食	通園 バス	預かり 保育	ことば 知的・情緒	子育て 支援 センター	備考
私・幼	めぐみが丘幼稚園	森山町2-20-9	52-3681 080-1185- 7537	15		○	○			
私・認 (幼保)	認定こども園ほほえみ 学びの森わかば園	森山町1085-1	33-8822	36	○	○	○		○	
私・認 (幼保)	認定こども園ほほえみ 水木わかば幼稚園	水木町1-20-12	52-5991	17	○	○	○			
私・認 (幼保)	茨城キリスト教大学附属 認定こども園みらい園	大みか町6-11-1	53-9411	105	○	○	○		○	
私・認 (幼保)	みつばキラリ園(仮称) (旧:三つ葉幼稚園)	石名坂町1-10-3	52-2745	33	○	○	○			令和7年4月認定こども園へ移行予定
私・幼	もみや幼稚園	茂宮町188	53-6578	90	○	○	○			

■表の注釈

区分	公・認(幼保)	公立の幼保連携型認定こども園
	公・幼	公立の幼稚園
	私・認(幼保)	私立の幼保連携型認定こども園
	私・認(幼稚)	私立の幼稚園型認定こども園
	私・幼	私立の幼稚園
給食	公立の認定こども園は主食を持参していただきます。 ※園によって提供日数等は異なります。詳しくは各園にお問い合わせください。	
預かり保育	在園児の保護者が仕事などの理由により、一時的に保育できない場合に教育時間終了後にお子さんをお預かりし、保育を行います。 ※利用できる日時等は各園にお問い合わせください。	
ことば	ことばの教室 市内在住の未就学児が入級の対象となります。 発音や話し言葉、行動の改善・克服するための支援を行います。	
知的・情緒	知的障害児・情緒障害児学級 公立幼稚園・認定こども園に在籍する園児が月又は週に数回通級し、園児の特性に応じた指導を行います。 ※私立園の4歳児、5歳児も受入れています。	
子育て支援センター	子育てに関する講座の開催や育児不安等についての相談、育児に関する情報提供を行っています。 ※利用できる日時等は各園にお問い合わせください。	

## 6 幼稚園・認定こども園(教育部分)の利用にかかる費用について

- (1) 幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料は無料です。
- (2) 通園送迎費、給食費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担です。
- (3) 預かり保育の利用料は、利用する各園で決定します。
- (4) 預かり保育の無償化となるためには、市(子ども施設課)から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
  - ・原則、利用している園を経由して申請してください。
  - ・園の利用に加え、月額11,300円を上限に預かり保育の利用料が無償化されます。
  - ・利用日数に応じて、無償化となる月額の上限は変動します。(450円 × 利用日数)
  - ・満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、市民税非課税世帯のみが無償化の対象です。(月額上限16,300円)

### 算定のイメージ

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

- ※ 預かり保育の実施時間等が少ない(教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間未満又は年間開所日数が200日未満)園を利用の場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります。  
(月額11,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限)

## 7 副食費について

- (1) 副食費(おかず・おやつ・飲み物代)の額は、各園で決定します。
- (2) 副食費の徴収の有無については、世帯の市民税額等により決定します。
  - ・父母等に国外での収入がある場合は、副食費の算定に含めます。  
(給与支払証明書の提出が必要)
  - ・未申告者や、市外居住で課税資料の提出がない場合は、副食費の免除はされません。
  - ・転入者の方は、課税資料の提出が必要となる場合があります。
  - ・家計の主となっている人(生計の中心者)が同居の祖父母等と判断される場合は、その方の市民税の所得割額等を副食費の算定に含めます。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、副食費が免除となります。
  - ア 市民税所得割額が77,101円(年収360万円相当)未満の世帯の子ども
  - イ 小学3年生までの子どもでカウントした場合、第3子以降となる子ども

### (4) 令和7年度の副食費の徴収有無の判定方法

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度の課税状況で判定					令和7年度の課税状況で判定						
※令和5年1月～12月の収入から判定					※令和6年1月～12月の収入から判定						